

福岡大野城卓球アカデミー会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は「福岡大野城卓球アカデミー」と称し、英語表記は、FUKUOKA ONOJO

TABLE TENNIS ACADEMY (略称：FOTTA) と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、福岡県大野城市南大利二丁目1番23号 グランドエンパイアホテル地下1階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、小中学生をはじめとする子どもたちを対象とした卓球の普及振興を図るとともに、卓球をとおして広く市民の心身の健康に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 小中学生向けの卓球教室に関する事。
- (2) 前号以外の一般会員向けの卓球教室に関する事。
- (3) その他、本会代表が必要と認める事業。

第3章 会員等

(会員)

第5条 本会の会員は、次の各号に掲げる3種類とする。

- (1) 正会員（小中学生）は、この会の目的に賛同し、入会した者。
- (2) 正会員（一般）は、この会の目的に賛同し、入会した者。

(3) 賛助会員は、この会の事業に賛助するために、入会したもの。

2 ただし、前項第3号の賛助会員は、法人、個人を問わないものとする。

(入会)

第6条 会員として入会するものは、別紙様式第1号に定める入会届を代表に提出し、本会代表の承認を得るものとする。

(会費等)

第7条 会員は、年会費として次に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員(小中学生) 3,000円

(2) 正会員(一般) 4,000円

(3) 賛助会員 2,000円(一口)

2 会員は、前項各号に定める年会費のほか、次の各号に掲げる月謝または利用料を納入しなければならない。

(1) 正会員(小中学生) 月謝 5,000円

(2) 正会員(一般) 利用料 下記表のとおり

利用時間	利用料
2時間	300円

3 前項第1号に定める正会員(小中学生)の月謝は、きょうだいで加入の場合、二人目以降は半額とする。

(退会)

第8条 会員は、別紙様式第2号に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当したときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 会費等を納入しないとき。

(会員資格の抹消)

第9条 本会会員が、次の各号に該当する場合は、総会の議決を経て登録を抹消することが

できる。

- (1) 会員との連絡が取れなくなった場合。
- (2) 1年以上、活動実績がない場合。ただし、別紙様式第3号に定める休会届を提出した場合は、この限りでない。
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

第4章 役員等

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 統括本部長
- (4) 強化本部長
- (5) 監査役

2 前項に定める役員は、役員会において選任する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 統括本部長は、本会事業運営の統括、および必要に応じ代表、副代表を補佐する。

4 強化本部長は、強化本部を指揮する。

5 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障等により、職務の執行が困難と認められるとき。

第5章 資産及び会計

(資産)

第13条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(事業報告及び収支決算)

第15条 代表は、毎事業年度終了後、2か月以内に次の各号に掲げる書類を作成し、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 監査報告書

第6章 会議等

(総会)

第16条 本会の総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催できるものとする。

2 総会は次に掲げる事項について、議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更

- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 事業計画案及び予算案
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) その他，会の運営に関する重要事項

(議事録)

第17条 総会の議事については，議事録を作成する。

(役員会)

第18条 役員会は，役員をもって構成する。

第7章 強化本部

(強化本部)

第19条 本会の目的を達成するため，強化本部を置く。

2 強化本部は，次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 強化本部長
- (2) 強化本部副部長
- (3) 登録指導員

3 強化本部における，強化本部長を除く職員は，本会の代表が任免する。

第8章 事務局

(事務局)

第20条 本会の事務を処理するため，事務局を置く。

2 事務局は，次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局（広報）
- (3) 事務局（会計）
- (4) 事務局員（受付）

3 事務局の職員は、本会の代表が任免する。

第9章 その他

(解散)

第21条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(委任)

第22条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定めるところによる。

(変更)

第23条

この規約は、総会において、出席者の過半数以上の承認がなければ変更できない。

附 則

1 この会則は、令和元年5月1日から施行する。

(様式第1号) 入会届

<u>入 会 届 (一般・小中・賛助)</u>		<u>No.</u>
記入日：令和 年 月 日		
住 所	市 丁目 番 号 (マンション名等)	
氏 名 <small>(小中は生年月日も記入)</small>	(保護者氏名) (年 月 日生)	
連絡先	(本人 ・ 保護者) — — (メールアドレス) @	
<p>私は、本会会則第3条</p> <p>「本会は、小中学生をはじめとする子どもたちを対象とした卓球の普及振興を図るとともに、卓球をとおして広く市民の心身の健康に寄与することを目的とする。」</p> <p>に賛同の上、入会します。</p> <p style="text-align: center;">署 名</p>		

(様式第2号) 退会届

<u>退 会 届</u>		<u>No.</u>
記入日：令和 年 月 日		
住 所	市 丁目 番 号 (マンション名等)	
氏 名		
連絡先	(携帯 ・ 自宅) — —	
<p>私は、福岡大野城卓球アカデミーを退会します。</p> <p style="text-align: center;">署 名</p>		

